

令和7年11月20日開会

## 令和7年第2回下妻市議会臨時會議案

下妻市

## 令和 7 年第 2 回下妻市議会臨時会議案目次

	頁
報告第17号 専決処分の報告について「損害賠償について」	3
報告第18号 専決処分の報告について「損害賠償について」	5
議案第47号 総合体育館屋根改修工事請負契約の締結について	7
議案第48号 令和 7 年度下妻市一般会計補正予算（第 5 号）について	11

## 報告第17号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月20日提出

下妻市長 菊池 博

### 報告理由

除草作業中の事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年9月30日

下妻市長 菊池 博

損害賠償について

- 1 件 名 除草作業中の事故による損害賠償
- 2 事故発生日時 令和7年8月25日（月） 午前9時00分頃
- 3 事故発生場所 下妻市下妻丙地内（市営今峰住宅）
- 4 事故発生状況 市営今峰住宅で行っていた除草作業中に、刈払機で飛ばした石が駐車場に駐車中の相手方車両に当たり、リアガラスを破損させた。
- 5 示談の内容 相手方車両の修理費等について、市が100%支払うことで示談する。
- 6 賠償支払額 183,260円

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月20日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

施設管理における事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月3日

下妻市長 菊池 博

損害賠償について

1 件 名 施設管理における損害賠償

2 事故発生日時 令和7年7月1日（火） 午後3時30分頃

3 事故発生場所 下妻市今泉地内（働く婦人の家）

4 事故発生状況 相手方が働く婦人の家駐車場に設置された古紙回収庫に資源物を搬入し、その周囲を清掃中、当該古紙回収庫の扉が外れ、相手方の頭部に接触した。

5 示談の内容 相手方の治療費等について、市が100%支払うことで示談する。

6 賠償支払額 65, 185円

## 議案第47号

### 総合体育館屋根改修工事請負契約の締結について

下妻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年下妻市条例第5号）第2条の規定により、下記のとおり契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和7年11月20日提出

下妻市長 菊池 博

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 総合体育館屋根改修工事  |
| 2 | 契約の方法  | 条件付一般競争入札による契約   |
| 3 | 契約金額   | 金222,200,000円  |
| 4 | 契約の相手方 | 鈴木・下妻特定建設工事共同企業体<br>共同企業体の代表者<br>下妻市長塚290番地<br>鈴木鉄工建設株式会社<br>代表取締役 鈴木 匡明 |
| 5 | 工期     | 契約成立日の翌日から令和8年9月30日まで  |

### 提案理由

総合体育館屋根改修工事請負契約の締結について、下妻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 契約書

(略)

令和 7 年度  
下妻市補正予算書

一 般 会 計

# 目 次

## 予 算 総 括 表

一般会計補正予算 ..... 11

補正予算に関する説明書

補正予算債務負担行為調書 ..... 13

令和7年度下妻市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度下妻市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和7年11月20日 提出

下妻市長 菊池 博

# 第 1 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
映画製作実行委員会補助金	令和8年度から令和9年度まで	197,000

(1)債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての 前年度末までの支出額又は、支出額見込及び当該年度  
以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一般財源
						国 県 支 出 金	地 方 債	
映画製作実行委員会補助金	197,000			令和8年度から 令和9年度まで	197,000			197,000 0